

「まちづくり支援要綱」を策定しました

問い合わせ
都市計画課(まちづくり・開発事業担当) ☎38-2109

緑ゆたかな六甲山や、芦屋川などの自然に恵まれた環境を保全・育成し、「国際文化住宅都市」にふさわしい、ゆとりのある優良な住宅都市とするため、市は「まちづくり支援要綱」を策定し、住民の自主的なまちづくりを支援します。「建築協定」・「地区計画」を策定し、まちのルールづくりを行おうとする団体等に、まちづくりの知識・経験を有した専門家(コンサルタント)の派遣やまちづくり活動の経費の一部を助成します。

あなたの地域の「まちづくり」を支援します

「少し離れたところに大きなマンションが計画された。家の近くに高いマンションができるか不安」「お隣に大きな店舗ができたら困る」「派手な色の家ができたら、街の景観が壊れる」...等々、皆さんはそんな不安を感じられたことはありませんか?

現在お住まいの地域には、「都市計画法(用途地域や高度地区等)等の規制があります。これによって一定の用途や高さの建築物しか建てられないことになっていますが、逆にいえば、法の規制を充たした建築物であれば建てるのが可能であるともいえるのです。しかし、地域にそぐわない建築物を規制したい場合、地域で「地区計画」や「建築協定」をすでに決めてあれば、そのような建築物を規制できます。

市では、「地区計画」や「建築協定」を決め、まちづくり活動を継続的に行おうとするかたがたに、次のような活動支援を実施しています。ご活用ください。

【まちづくりアドバイザー派遣】

内容 まちづくり活動団体の設立を円滑に推進するため、勉強会等にコンサルタントを派遣 対象 まちづくり活動を継続的に行う意思がある5人以上の住民グループ 回数 1組織・延べ10人 助成額 予算の範囲内で、1人(1日)5万円を限度に助成

【まちづくりコンサルタント派遣】

内容 まちづくりへの合意形成を図りつつ、構想の検討・手法・制度の調査研究等をするためのコンサルタントを派遣 対象 市が認定した「まちづくり活動団体」 助成額 予算の範囲内で、1地区250万円を限度に助成

【まちづくり活動助成】

内容 まちづくり活動団体に対し、調査研究・計画策定等のまちづくり活動に必要な経費の一部を助成 対象 市が認定した「まちづくり活動団体」に、会議・研修会等の会場使用料・講師謝礼等 通信費(使途が明確なものに限る) 広報・公聴に係る印刷費等 市長が必要と認める経費 助成額 予算の範囲内で、1地区100万円を限度に助成

「第1回 芦屋市国民保護協議会」を開催

問い合わせ 防災対策課 ☎38-2093

平成18年度中に作成予定の「芦屋市国民保護計画」のための『第1回国民保護協議会』を、次のとおり開催します。この会議は、「国民保護法」により関係機関等の意見を受け、計画作成に向け協議するための会議です。なお、今後は市ホームページや広報紙を通じ、広く情報をお伝えするとともに、パブリックコメントとして市民のかたのご意見をお聞きしていく予定です。

日時 5月31日(水)午後3時30分～5時 会場 市役所南館4階大会議室

コミュニティバス等検討委員会「市民委員」募集

コミュニティバス・タクシーの導入を検討するため、市民委員を募集します。
活動 1カ月に1回程度の会議(6月から数回)に出席。1回の会議は約2時間
募集人員 2人 対象 市内在住で、20歳以上満70歳未満(5月1日現在)のかた
申し込み 5月31日(水)〈消印有効〉までに、「コミュニティバス等導入について」に関する作文(800字以内・書式自由)と、住所・氏名・電話番号・生年月日・性別を明記し、下記へご応募ください。

問い合わせ 行政経営課 ☎38-2005/FAX31-4841(〒659-8501 住所不要)
Eメール info@city.ashiya.hyogo.jp

市民ギャラリー 参加団体を募集します

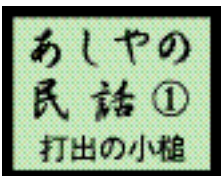
日程 10月14日～11月12日 会場 市民センター展示場・多目的ホールほか 内容 前記会場を、文化活動等の日頃の成果発表の場として提供(使用料の半額等を市が負担援助) 対象 市民主体の団体
申し込み 市民センターで募集要項を配布。申請書を、5月26日(金)〈火曜日休館〉までに下記へ

問い合わせ
市民センター ☎31-4995

高齢者のつどい

7月1日(土)にルナ・ホールで開催する「高齢者の集い(演芸フェスティバル)」の参加団体を募集しています。
対象 活動実績のある約10人以上の高齢者団体(コーラス・踊り等)で、他の団体にない特色をアピールできる団体・1団体(発表時間...10分程度)
高齢者に演目(演芸・演奏・独唱等)を披露して下さるプロのかた、または少人数グループ・1グループ(演技時間...15～20分程度) 応募方法 5月22日(月)までに下記へ。

問い合わせ 高年福祉課 ☎38-2044



文・三好美佐子さん
絵・竹本温子さん



とんとむかし、芦屋の海に竜神が住んでおった。
竜神は、大そう大事にしている小槌という宝物を持っておった。
その小槌を振ると、願いごとが、すべてかなうという宝物であった。
しかし、この小槌には一つ困ったことがあった。
小槌を使っているときに、かねの音が聞こえてくると、それまで打ち出したものが消えてなくなるといふのである。
竜神は、そんな面倒なものを持っているのがいやになった。
そこで、いろいろと考えたすえ、都に行き、朝廷に差し上げることにした。竜神は人の姿になって朝廷に行き、扱い方を教えて、海に帰って行った。
珍しい小槌という宝物をもらって、朝廷

は大喜びをした。
だが、よくよく考えると、この小槌は、使いにくい。第一に、かねの音が聞こえる何でも消えるというのは、まことに困る。都は、寺や神社が多く、一日中かねの音など鳴り響いておる。それに一度失敗すると、小槌は役に立たないというではないか。
「これは、困ったものをもつたものじゃ。」
そう、朝廷の人はつぶやいたそう。
ちょうどその時、あしやの長者が手柄を立て、都に来ておった。
小槌は、長者にほうびとして渡された。何でも願いごとがかなうという小槌をもらった長者は、喜び勇んで、国元あしやへ帰って行った。
長者が、大そう珍しい宝物を持ち帰った話は、その日のうちに打出の村に知れわたった。
しまいは、打出村だけでなく、あしやの村にも小槌の話は伝わり、人々は長者の家をおとすれ、小槌を見たがった。
長者は、立派な、大きな屋敷に住んでいて、もともと大金持ちであった。だから、特に欲しい物もなく、もらった小槌を床の間のかざりにして、毎日ながめておった。

村人もまた、小槌を見るだけで満足しておったが、
「長者さまや、見せていただいた小槌は、立派じゃが、これを振って見せてくださらんと、いいだした。」
長者も、そう頼まれると、何となく、小槌を振ってみたいとなった。
そこで、村人というた。
「この小槌は、むずかしい小槌で、振ってみてもええが、かねの音が聞こえる何ともなくなってしまうそうじゃ。それだけの覚悟があるのじゃ。」
そういって、長者は小槌を振ることにした。
その日、大人も子どもも、村中の人が大勢、長者の家に集まってきた。
どの人も、どの人も、胸をわくわくさせて、小槌が振られるのを待った。
得意満面で、長者は、床の間の小槌をとり、人々の前に差し出し、小槌に深く礼をした。
見ていた人たちも、あわてて地面に座り頭を下げた。
「今から、この小槌を振る。何が欲しいか

いうてみよ。」
長者の声はあたりに響きわたった。
「黄金のこぼん。」
村人は、声を合わせたかのように、そういった。
「ようし、では、みんなに、黄金のこぼんがあたるように、お願いしてみよう。」
長者は、小槌を、高く振り上げた。
「ここにおります者たちに、黄金のこぼんをあたえてください。」
その声とともに、小槌は大きく振りおろされた。
出るわ出るわ。あつというまに、黄金のこぼんは山のように積まれた。
「たくさんたくさんでくる黄金のこぼんは、ちやりん ちやりん ちやりん」と、にぎやかな音をたてはじめた。
そのとき、どこかの寺のかねが、あたりにも鳴り響いた。
あつと驚き、寺のかねの音に気がついた長者は、小槌をふる手をあわててとめたが、すでにおそく、またもや、ちやりんちやりん音をたてて、黄金のこぼんは、消えていった。
人々は、ぼうぜんとして見ていた。

かねの音が聞こえると、願いごとが消えていく、忘れたわけではなかったが、と、気がついたのが遅かった。
最後の一枚が消えたとき、長者も村人も、小槌を見て、
「いい夢を、見させてもらった。」
と、いったそう。
この小槌は、「打出の小槌」とよばれ、打出小槌町という町名として、今に残されている。
めでたい、えんぎのよい町名は、これから、も永く残るだろう。
「あしやの民話」は、芦屋に語り伝えられていたお話を、三好美佐子先生をはじめ、民話を研究するグループの皆さんが収集整理し、やさしく民話の形に整えられ、平成十一年に発行されたものです。

